

## 京都市ごみ収集業務の在り方検討委員会設置要綱

平成 25 年 5 月 21 日 決定

### (設置)

**第 1 条** 本市におけるごみ収集業務について、公衆衛生の維持・向上を図り、市民との協働によるごみの減量やリサイクルを推進するとともに、徹底した行財政改革に取り組むことを目的とした業務の検証を行い、今後の在り方について検討するため、京都市ごみ収集業務の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (組織)

**第 2 条** 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

### (委員の任期)

**第 3 条** 委員の任期は、委嘱の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

### (委員長)

**第 4 条** 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

### (招集及び議事)

**第 5 条** 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長が存在しないときの委員会は、市長が招集する。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

### (庶務)

**第 6 条** 委員会の庶務は、環境政策局において行う。

### (補則)

**第 7 条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、決定の日から施行する。